

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		山田 一郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		山田 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲株式会社			⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名	代表取締役		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	XXXXXXX（高松 署）			⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 15 年 4 月 1 日		
③ 事業種目	金属加工機械製造業			⑨ 経済産業大臣の認定状況	設定年月日	平成 23 年 12 月 15 日	
④ 贈与の時に資本金の額	25,000,000 円			認定番号	XXXX		
⑤ 贈与の時に資本準備金の額	5,000,000 円			⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	○ 無	
⑥ 贈与の時に従業員数	20 人						
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)		
23.11.16	60,000 ⑤口・円	40,000 ⑤口・円	50,000 ⑤口・円	10,000 ⑤口・円	50,000 ⑤口・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (f) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (d) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c)>d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可				⑦ ⑤欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)	
30,000 ⑤口・円				30,000 ⑤口・円	1,400 円	A 42,000,000 円	
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額		② 基礎控除額		③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	
42,000,000 円		1,100,000 円		40,900,000 円		18,200,000 円	
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
平成 年 月 日							
所在地							
会社名							
代表者氏名							
印							
※ 税務署整理欄 法人管轄署番号 - 入力 確認 (資5-11-6-A4統一) (平23.10)							

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

○ 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、「（平成23年6月30日以降用）非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（50ページ参照）又は「（平成23年6月29日以前用）非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（52ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。

なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）の書きかた等

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。
なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
 - (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
 - (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合には**b**の全部、⑥欄の(r)に該当する場合には（**a**－**c**）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 - (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
 - (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書の**A**欄の金額とこの計算書以外の計算書の**A**欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。
また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。
- 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 - (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 - (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
 - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。

の特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じ。)を有していたことがありますか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
	贈与の直前(注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の時	○ 会社の役員ですか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
後継者(受贈者)	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。		○ 認定書の写し	
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の時	⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
	贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注4)		○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など	
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注5)	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注9)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名

受贈者(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関 与 税 理 士	所在地			
	氏名		電話	

注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限ります。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数を確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	☐
3	贈与の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	☐
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	贈与の時ににおける会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- この1 このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- の2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。

特例の適用に係る会社の名称:

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じ。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前（注1）	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者（後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の時	○ 会社の役員ですか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
後継者（受贈者）	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。（注4）	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ	
		⑤ 特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注5）	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。（注5）・（注6）	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注7）	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注8）	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名

受贈者(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 6 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第7項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 7 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 8 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第8項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 9 上記の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、平成23年法律第82号及び政令等199号による改正前のものをいいます。
- この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りします。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りします。)	☐
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	☐
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

《事例 7 の添付書類》

この非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」及び次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	贈与の時に 会社の定款の写し （注）定款が変更されたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。
2	贈与の時に 会社の従業員数証明書 （注）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（「円滑化省令」といいます。）第 1 条第 6 項に規定する従業員数証明書をいいます。
3	贈与の直前及び贈与の時（贈与直後）における会社の株主名簿の写しその他の書類で、会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が保有する会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（会社が証明したものに限ります。）
4	会社の贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の 貸借対照表及び損益計算書 （注）会社が租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号又は第 9 号に規定する会社に該当する場合には、贈与の日の 3 年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
5	贈与の日の属する年の翌年 1 月 1 日以後に作成された会社の 登記事項証明書
6	経営承継受贈者の戸籍の謄本又は抄本 その他の書類で、経営承継受贈者が贈与の日において贈与者の親族に該当する旨を明らかにする書類
7	円滑化省令第 7 条第 4 項の 認定書の写し 及び同条第 2 項の 申請書の写し
8	担保として提供しようとする財産の明細書 その他担保の提供に関する書類